

令和 7 年度 第 5 回加東市農業委員会総会（8 月定例会）議事録

開催日時	令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 3 時 00 分～午後 3 時 56 分			
開催場所	加東市社公民館 2 階 研修室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適 化推進委員	1：岸本敏弘	2：藤原準一郎	3：田中 豊	4：小西輝明
	5：高見秀人	6：伊澤敏喜	7：井上 弘	8：下山泰三
	9：小林二城	10：大畑眞司	11：藤原義弘	12：藤川克弘
	13：柏木和博	14：田尻倫生	15：藤浦春治	
	①：－	②：田中重信	③：黒石剛史	④：時本 司
	⑤：山口康博	⑥：末廣信久	⑦：－	⑧：古丸 剛
	⑨：末廣義隆	⑩：谷口武徳	⑪：久保儀人	⑫：小薮富也
欠席委員	①：村上雅信 ⑦：松本敏夫			
議事録署名委員	6：伊澤敏喜 7：井上 弘			
出席職員	事務局長：肥田繁樹 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 24 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	1 件
第 25 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について【取り下げ】	1 件
第 26 号議案	「加東農業振興地域整備計画」の変更（一般管理）に関する意見について	2 件
第 27 号議案	加東市地域計画に関する意見について	2 件
第 28 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	3 件

5 報告

報告第 7 号	市街化区域内の農地法第 4 条の届出について	1 件
報告第 8 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	1 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 7 年度第 5 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日の会議の議事録署名委員に、6 番 伊澤農業委員、7 番 井上農業委員を指名しますので、よろしくお願いします。 なお、第 25 号議案については、各委員に議案を送付しましたが、不備があった申請書類の再提出が間に合わなかったため、取り下げをされております。よって、今回は、現地調査を必要とする案件はございませんでした。 それでは議案の審議に入ります。
議長	第 24 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請者は親子関係にあり、譲渡人である母は高齢により耕作が困難なことから、譲受人である子に農業経営を継承するため申請されました。譲渡人が所有する 20 筆余りの農地のうち、譲受人は自宅向かいの当該申請地 1 筆のみを継承します。 残りの農地については、地区と調整を行い、引き取り先を探される予定ですが、今後、譲受人が経営規模を拡大するとなった場合は、継承することも考えられます。必要な農機具については、母親の農機具を譲り受けるため、耕作は可能であると見込まれます。 以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 24 号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 24 号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続いての第 25 号議案については、冒頭に申し上げましたとおり、取り下げとなっております。
議長	第 26 号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	番号 1、本件は、土採取及び建設資材置場用地の利用に係る除外の申出となります。 事業者は、主に土木工事業を営んでおり、事業の拡大にあたり、公共土木工事の***工事を請け負うために、大量の***が採取できる場所を必要としています。また、北播磨地域で***工事を請け負う際に、工事現場への運搬が容易な場所である必要があり、北播磨地域のほぼ中心に位置する加東市の申出地周辺の土地は、北播磨

	地域で請け負う工事への資材運搬には効率的な場所となります。加えて、事業者は、申出地を含む周辺の土地を所有していますが、申出地周辺の土地を土の採取運搬や後の資材置場として活用するには、申出地を進入口とした一体的な土地利用が必要となります。さらに、申出地南側の市道は道路幅が狭いため、大型ダンプや大型重機の進入が安全かつ容易な申出地東側の市道から、申出地を進入口として利用する必要があります、他の土地では事業用地に安全かつ容易に進入することができません。以上の点を含め、複数の場所で用地選定を行いました、申出地以外に条件に合致する土地がないため、当該申出地の除外を申出されました。当該事業には、必要性、緊急性、確実性が認められ、除外要件を満たし、周辺農地への影響も軽微なことから、除外はやむを得ないものと判断しました。なお、申出地については、前所有者が令和5年度に非農地証明を取得されています。 番号2、本件は、碎石及び土砂置場の利用に係る除外の申出となります。事業者は、碎石及び土砂の運送業を営んでいます。近年、事業規模が拡大してきており、新たに碎石及び土砂置場として、10t ダンプ 60 台程度の積載量（約 390 m³）を置くことができる用地を確保し、取引先の受注に対応できるように事業用地を拡大したいと考えられています。現在は、申出地南側の雑種地を積込み場兼碎石置場として利用していますが、事業規模拡大に伴う碎石及び土砂置場や積降スペースが足りなくなっており、既存の事業所敷地内においても、約 390 m³の碎石及び土砂を置くスペースはない状況です。加えて、重機が公道を走行することはできないため、常時積降を行う場所で積降作業用重機を管理する必要があります。そのためには、盗難防止や管理責任の点から、不測の事態にも迅速に対応できるように、既存事業所の近接地である必要があります。そこで、事業所から半径 100m の範囲で検討した結果、要件を満たす土地が申出地しかないため、当該申出地の除外を申出されました。当該事業には、必要性、緊急性、確実性が認められ、除外要件を満たし、周辺農地への影響も軽微なことから、除外はやむを得ないものと判断しました。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 26 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 26 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 27 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	新規の策定として東実地区、変更の策定として蔵谷地区の地域計画について説明いたします。なお、本件は目標地図が重要となるため、目標地図を中心に説明いたします。 東実地区は、5 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、23 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。なお、借り受け予定者が未定の農地については、今後、地区で対策を検討されます。

	蔵谷地区は、担い手の集積・集約範囲内において、農地転用の計画があるため、当該予定地を集積・集約の対象としない農地に変更します。なお、変更にあたって、対象範囲の担い手からは同意を得ています。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	東実地区の担い手の目標経営面積は、現状から約 15ha の農地を集積・集約するとし、東実地区の農用地区域内の農地面積とほぼ同じ面積となるが、目標地図の白地で示す集積・集約の範囲は 15ha 以上あるように思える。地域計画本文と目標地図の違いについて確認したい。
農政課	5 経営体の担い手を中心となって、今後、借り受け予定者が未定の農地も含めて集積・集約していく意向を示しており、その集積目標面積の合計が現状の経営面積との差となります。目標地図に示す白地の範囲については、確認し、後日回答いたします。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 27 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 27 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 28 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権 3 件、6 筆、7,979 m ² に農地中間管理権が設定され、9 月 30 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 28 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 28 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第 7 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、一般住宅に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、8 月 1 日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 8 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、宅地分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたの

議長	で、専決処理により、7月22日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 ・第1回農地パトロールの調査結果について ・第2回農地パトロールに係る事前調査について ・農地パトロール時における熱中症対策について ・農地貸付等希望申出の情報提供（2件） ・営農型太陽光発電設備設置に係る事業者の動向について
議長	何か質問などはございませんか。
各委員	＜なし＞
議長	以上で、令和7年度第5回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議長 小西 輝明

議事録署名委員 伊澤 敏喜

議事録署名委員 井上 弘